平成２７年（フ）第１１２８２号
東京都世田谷区給田３丁目10―８―101
破産者　大野　欣浩
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５号
東京都北区赤羽西４丁目８番７号　アート鶴ヶ丘201
破産者　株式会社オール・ジャパン・セキュリティ
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６号
東京都品川区南大井２丁目７―６―312
破産者　垣内　　元
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目３番９号
破産者　横倉株式会社
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０号
東京都港区新橋５丁目22番６号　ル・グラシエルビル２―７階
破産者　株式会社熱電素子開発
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３号
東京都青梅市河辺町10丁目６番地の５　マリオンＳ701
破産者　株式会社ハフデザイン
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４号
東京都青梅市河辺町10丁目６―５　マリオンＳ　701
破産者　原島　　甚
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５号
東京都港区西麻布４丁目15番６―203号
破産者　株式会社ＵＮＩＴＥＤ　ＬＥＩＳＵＲＥ＆ＭＵＳＩＣ
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６号
東京都港区西麻布４丁目15―６―203、住民票上の住所大阪府大阪市浪速区元町３丁目11―21―901
破産者　倉田　泰成
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９号
東京都世田谷区桜丘１丁目５番14号
破産者　太陽商会株式会社
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０号
東京都世田谷区北烏山４丁目34―11
破産者　山口　一元
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２０号
東京都練馬区中村北３丁目16―13―1101
破産者　齋藤　菜月（旧氏名齋藤悟一）
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４号
東京都多摩市馬引沢２丁目14―14　サンセットヒルズⅡ　305
破産者　乙咩　光男
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５号
東京都多摩市馬引沢２丁目14―14　サンセットヒルズⅡ　305
破産者　乙咩　吉二
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６０号
東京都大田区中央２丁目18―１　大矢方
破産者　森　　康壽
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７０号
東京都西東京市富士町１丁目７―72―209、開始決定時の住所東京都練馬区練馬３丁目１―10―404
破産者　金　　正識
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７４号
東京都町田市つくし野３丁目23―２　センチュリーハイツつくし野　６―304
破産者　松井　政則
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１号
東京都文京区本郷５丁目３―２　吉岡方
破産者　廣田　和史
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９３号
東京都品川区東品川４丁目12―９―1815
破産者　齋藤　雄介
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３３号
東京都大田区蒲田４丁目40―10　グレイスⅠ206
破産者　杉原　永一
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４８号
東京都立川市幸町２丁目７番地　都営幸町第四　２棟203号
破産者　大竹　幸惠（旧姓河合）
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部